

# 処理業者の皆さんへ！「イエローカード」のチェックリスト

産廃処理事業上の疑問、不安又は悩みの解消のために相談に応じます。  
次の一つでも心当たりがあれば、『イエローカード』が出される恐れあります。

- ・処理業の許可があるが、取り扱いの品目の一部に許可取得がされていない物がある。
- ・昔の委託契約書を、内容変更後もそのまま自動更新で継続して使用しているものがある。
- ・混合廃棄物処理しているが、種別の区分が明確でなく許可範囲を一部逸脱している。
- ・積替え保管を含む収集運搬の許可であるが、搬出先がたびたび変更になるが変更していない
- ・マニフェスト伝票の整理・管理が十分にされていない。バラバラに積上げて保管している。
- ・事業者と搬出先の処分契約が契約変更されないまま未契約で処分されている。
- ・帳簿・台帳が整理されていないため、立入検査では支障が出る場合が予想される。
- ・収集運搬契約が必要な産廃物を自己発生物として自社運搬処理している。
- ・再委託禁止は理解しているが古くからの長い付き合いで別の処分している。
- ・処理が困難な薬品類、ライター類、ボンベ類が長期保管されており、処理が出来ていない。
- ・収集運搬の許可だけなのに、保管積み替え行為を無許可で一部行なっている。
- ・保管積み替え許可しか受けていないが、産廃物の一部を重機で破碎処理して搬出している。
- ・産廃の収集運搬の許可が切れているが、その後も許可なしで仕事を継続している。
- ・積替え保管の許可で、長期に貯め込み、搬出処理をしていない物が大量に保管されている。
- ・廃棄物処理法の内容について、社員の誰もが十分な理解できておらず、何かと不安である。

以上の項目で、一つでも心当たりがあるようでしたら、ぜひともご相談ください。  
日々の小さな疑問、不安は小さいうちに一つ一つ解消していきましょう。

- ・【イエローカード】でも、枚数が溜まれば、【レッドカード】に昇格(?)するといリスクが想定されます。
- ・現在まで築き上げた事業に支障を来さないためにも、対応策を早急にご検討ください。
- ・当コンサル事務所では、平成21年の創業時から処理業者及び排出事業者の様々な事故、事件その他行政処分に対して的確なアドバイス又は解決のための提案に努めてきました。
- ・無許可営業、委託基準違反、マニフェスト伝票の虚偽記載などによる行政処分又は指導を回避し、安心・安全の事業運営を目指し、リスク管理のため適切な対策を講じませんか？
- ・コンサル顧問契約により法に準拠した適正処理の方法及び、適切なアドバイスを提起いたします。御社の適正処理の仕組み作り、及び各種の許可申請・届出のお手伝いをいたします。

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所  
所長 特定行政書士 北村 亨

変更事項

2020.9～

住所：千葉県市川市 市川1-22-10 1F  
電話：047-711-0847 FAX：047-711-0848  
メールアドレス：t.kitamura@consult-kita.com

ホームページ

産廃コンサル 北村

⇒

検索